

令和元年度 事業報告書

公益社団法人民間総合調停センター

社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当センターは、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動した。

1 事業の概要

(1) 「裁判外紛争解決事業（ADR事業）」（公1-1）

総合的なADR（Alternative Dispute Resolution）機関として、各種専門職の専門的な知見を反映し紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

(2) 「各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業」（公1-2）

当センターに申立てられた各種の紛争について調査・研究・分析を行いながら公正かつ適正な紛争解決に資するよう和解あっせん人のスキル向上を図る事業

(3) 「広報活動事業」（公1-3）

ADR手続及びADR手続機関である当センターの存在を広く市民に認知していただくための事業

2 裁判外紛争解決事業（ADR事業）（公1-1）

(1) 概要

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関（ADR）であり、「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続を実施した。

(2) 和解あっせん手続・仲裁手続

①和解あっせん手続は、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛

争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする
手続である。

② 仲裁手続は、民事紛争の解決を仲裁人による仲裁判断によって行うもの
で、当事者の仲裁合意に基づき仲裁廷が判決に代わる判断をする手続で
ある。（注：仲裁廷とは、仲裁手続を審理し、仲裁判断をする機関をい
う。）。

③ 令和元年度は、平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の事業期間に合
計 166 件の申立て（和解あっせん事件 163 件、仲裁事件 3 件）を受理し、
平成 30 年度からの継続事件 41 件を含む 189 件が終結した。

④ 終結事件の内訳を見ると、和解契約または仲裁判断により、成立した事
件は 60 件（31.7%）、成立の見込みなしなど、応諾されたものの不成立
となった事件は 49 件（25.9%）であり、不応諾で終結した事件は 80 件
（42.3%）であった。

（3） 和解あっせん手続・仲裁手続の費用

和解あっせん手続及び仲裁手続の手数料は、申立時に申立手数料として、
1 件 10,000 円及び和解等成立時に、成立手数料として 15,000 円より納付
してもらうところ、令和元年度の申立手数料収入は 97 万 1000 円、成立手
数料収入は 156 万 6500 円であった。

（4） 和解あっせん人及び仲裁人に対する報酬

和解あっせん人及び仲裁人に対しては、期日報酬として、期日 1 回につ
き 5,400 円（年度途中より 5,500 円）、成立した場合には、成立報酬として、
一人につき 21,600 円（年度途中より 22,000 円）を支払うところ、令和元年
度の期日報酬は、427 万 6000 円、成立報酬は、389 万 8440 円であった。

（5） 申立補助制度の受付担当者に対する報酬

当センターへの申立てを検討し、または希望する方に対し、手続の概要の
説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行う申立補助制度
を毎週火曜日及び金曜日の午後 1 時から午後 3 時まで実施している。受付担
当者に対しては、報酬として 1 回につき 5,400 円（年度途中より 5,500 円）
を支払うところ、令和元年度の報酬は、83 万 8900 円であった。

（6） 災害 ADR 手続の実施

昨年度より、開始した災害 ADR については、昨年度は 26 件を受理し、
これら 26 件については、昨年度から本年度にかけて、成立 4 件、不成立 4
件、不応諾 18 件として終了した。

本年度は、12 件を受理しており、成立 4 件、不成立 5 件、不応諾 2 件とな
っており、残 1 件は継続中である。

なお、本年度より、この災害 ADR については、新型コロナ感染拡大に起

因する申立もその対象とすることとなった。

(7) ハーグ条約に関するADR対応

国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）を批准したことによる「ハーグ条約に関するADR手続」を今年度も実施し、令和元年度は1件の申立てを受理したが、取下げにより終了した。

なお、前年度からの継続案件2件については、本年度において、1件は和解が成立し、1件は不成立として終了した。

3 各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業（公1-2）

(1) 調査・研究等

当センターが入会している一般財団法人日本ADR協会には、同協会の理事、ADR調査企画委員会委員として、当センターの理事、運営委員会委員を派遣し、同協会の各種活動に協力した。

また、当センターの参加団体会員に対する研修会へ講師を派遣するなどした。

(2) 和解あっせん人等候補者研修

和解あっせん人・仲裁人候補者のスキル向上を目的として、和解あっせん人・仲裁人候補者の他、運営委員会・財務委員会委員並びに当センターの参加団体会員も対象として、下記のとおり、研修を実施した。

| 日程 | 研修テーマ | 講師 |
|--------|---|--|
| 5月30日 | 「納得感」を醸成するためのかわりとはーリーガル・マインドとカウンセリング・マインドの協働ー | 大阪府臨床心理士会 良原 恵子 氏 |
| 7月9日 | 平成30年度事件実施状況・解決事例紹介 | 大阪弁護士会 井上 雅人 氏 全日本不動産協会大阪府本部 赤木 健 氏 大阪府建築士会 萬川 幹夫 氏 |
| 9月26日 | 管理不全マンションに陥らない為の「適正な管理組合運営の推進策の提案」&「意識転換の必要性」について | 大阪府マンション管理士会 中嶋 康夫 氏 |
| 11月27日 | 不動産をめぐる専門家の非常識・Part 2 | 大阪府不動産鑑定士協会 碓井 敬三 氏 五島 輝美 氏 後藤 幸基 氏 |

| | | |
|-------|----------------------------|------------------------|
| 1月31日 | 育児・介護休業法について ～改正点をふまえて～ | 大阪府社会保険労務士会 橋本 美幸 氏 |
|-------|----------------------------|------------------------|

4 広報活動事業（公1-3）

令和元年度は、ADR及び当センターの広報として、ホームページの運営管理、リーフレットの関連団体への配布を行ったほか、次の広報を実施した。

(1) 消費者問題専門情報誌「消費者情報」（Web版）への協賛広告の掲出
Web版「消費者情報」に、協賛広告を掲出した。

(2) 関西経済連合会「会員名簿」への協賛広告の掲出
関西経済連合会が発行する会員名簿に、協賛広告を掲出した。

(3) うちわの製作
うちわを10,000本製作し、配布した。

(4) リーフレットの改訂
リーフレットを改訂し、5000部を制作した。

(5) ホームページ全面更改
より多くの、特に若い世代に、当センターを認知・利用していただくことを狙い、ホームページを全面更改した。

なお、今後もホームページ上のそれぞれコーナーの改訂につき検討を進めている。

5 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項については、当事業報告書に含まれているため、事業報告の附属明細書の作成を省略している。

以 上